

# 令和7年度 山形県住宅支援制度について



県土整備部建築住宅課

令和7年3月



## ○留意点

この資料は、予算可決後に正式決定される内容となっており、変更される場合がありますのでご承知おきください。

# 目次



## (1) やまぽっか(やまがた省エネ健康住宅)について

- ① やまがた省エネ健康住宅認証制度
- ② やまがた省エネ健康住宅事業者登録制度

## (2) 令和7年度山形県住宅支援制度について

- ① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業
- ② やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助事業
- ③ 中古住宅流通促進事業
- ④ 住宅リフォーム支援
- ⑤ 耐震改修支援
- ⑥ 若手大工技能習得サポート事業
- ⑦ 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業



# (1) やまぽっか(やまがた省エネ健康住宅) について

## ① やまがた省エネ健康住宅認証制度



# ① やまがた省エネ健康住宅認証制度

## 概要



### ■ やまぽっか（やまがた省エネ健康住宅）とは・・・

もっとも寒い時期の就寝前に暖房を切っても翌朝の室温が10℃を下回らない**断熱性能**と、その断熱効果を維持するための**気密性能**を有する住宅をいいます。

### ■ 概要

項目	内容
対象となる住宅	「新築住宅」・「全体断熱改修を行う既存住宅」
認証機関	山形県（受付・審査は各総合支庁建設部建築課）
手数料	無料
その他要件	◎設計者又は施工者が「住宅省エネルギー技術講習会」修了者又は修了者が雇用されていること ◎施工者は県内に住所を有する個人事業者又は県内に本店・主たる事務所を有する法人に限る

# ① やまがた省エネ健康住宅認証制度 認証基準



## ○断熱・気密性能の基準値

山形県内全域  
令和7年4月より、4地域の基準に統一予定\*4

等級	外皮平均熱貫流率(UA値)(W/m <sup>2</sup> K)*1			相当隙間面積(C値)(cm <sup>2</sup> /m <sup>2</sup> )*2
	3地域*3	4地域*3	5地域*3	
Y-G3	<del>0.20以下</del>	0.23以下	<del>0.23以下</del>	1.0以下
Y-G2	<del>0.28以下</del>	0.34以下	<del>0.34以下</del>	
Y-G1	<del>0.38以下</del>	0.46以下	<del>0.48以下</del>	
[参考]国の定める断熱性能(等級4)	0.56以下	0.75以下	0.87以下	基準なし

\*1 外皮1m<sup>2</sup>当たりの室内から外気に逃げる熱量。数値が小さいほど断熱性能が高い。

\*2 床面積1m<sup>2</sup>あたりの建物全体の隙間。小さいほど気密性能が高く、断熱性能の低下を防ぐ効果がある。

\*3 3地域：新庄市、長井市、尾花沢市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、飯豊町

4地域：山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市（旧八幡町、旧松山町、旧平田町に限る。）、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、大蔵村、白鷹町、庄内町、三川町、遊佐町

5地域：酒田市（旧酒田市に限る。）

\*4 基準の統一は県の認証制度に限ります。ご注意ください。

## ○その他の基準

夏季の防暑計画（有効な日射遮蔽対策と通風の確保）と防露性能の確保（結露の発生を防止するための措置）を行うこと

断熱性能は国の基準を大きく上回り、気密性能を独自に規定

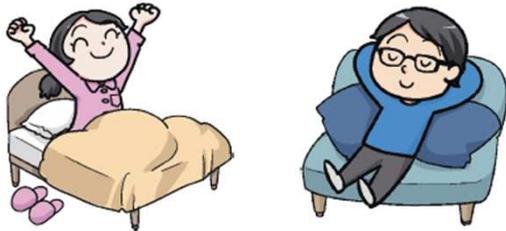
# ① やまがた省エネ健康住宅認証制度 健康面でのメリット



## 生活の質との関係

温暖な住環境等で  
**心身が満たされた生活に**

温度、騒音、照度、衛生、安全、防犯に問題がない住環境の人々はQOL(生活の質)が高いことがわかっています。



PubMed <https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/33739475>

## 睡眠の質との関係

寝室が寒くなると  
**睡眠の質が低下**

寝室がいつも寒く、乾燥していると感じている住宅では睡眠障害の疑いがある人が多いことがわかっています。



PubMed <https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/34916715/>

## 住宅内活動時間との関係

居間や脱衣所の室温が上昇すると  
**住宅内での活動が活発に**

断熱改修により居間や脱衣所の室温が上昇。コタツが不要となることなどで、住宅内の1日の身体活動時間が最大で約50分増加する可能性があります。



[https://jsbc.or.jp/seminar/files/220218\\_event.pdf](https://jsbc.or.jp/seminar/files/220218_event.pdf)

## 子供の疾病との関係

床近傍室温が16.1℃以上の住宅では  
**喘息の子供が半分**

床近傍室温が16.1℃以上の住宅では16.1℃未満の住宅に比べて喘息の子供が0.5倍



[https://jsbc.or.jp/seminar/files/220218\\_event.pdf](https://jsbc.or.jp/seminar/files/220218_event.pdf)

## 健康診断結果

室温(18℃以上、18℃未満、12℃未満)で比較  
**健康診断結果にも差が**

室温が18℃以上の住宅に住む人は、18℃未満、12℃未満の住宅に住む人に比べて、

- 心電図の異常所見のある人が1.8倍、2.2倍
- 総コレステロール値が基準範囲を超える人が1.8倍、1.9倍



PubMed <https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/34641787/>  
<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/35570002/>

## 入浴方法との関係

**“熱め入浴”のおそれ**  
入浴事故リスクに気をつけて!

居間や脱衣所の室温が18℃未満の住宅では、入浴事故リスクが高いとされる“熱め入浴(42℃以上)”が約1.7倍に増加します。また、部屋間の温度差を無くすために居室だけでなく、家全体を暖かくすることが重要です。



[https://jsbc.or.jp/seminar/files/220218\\_event.pdf](https://jsbc.or.jp/seminar/files/220218_event.pdf)

引用元: <https://www.mlit.go.jp/common/001582297.pdf>

# ① やまがた省エネ健康住宅認証制度 等級別の省エネ性能



## ○室温

やまがた省エネ健康住宅のグレード	暖房期最低室温
Y-G3	概ね15℃を下回らない
Y-G2	概ね13℃を下回らない
Y-G1	概ね10℃を下回らない

10度（最高等級では15度）を下回らない断熱性能

## ○省エネ基準（平成28年基準）と比較した暖房費の削減率

やまがた省エネ健康住宅のグレード	暖房負荷削減率
Y-G3	約70%削減
Y-G2	約50%削減
Y-G1	約35%削減

国の断熱基準と比較して、暖房費を最大7割削減できる

# ① やまがた省エネ健康住宅認証制度 手続きの流れと提出書類



①断熱工事着手の40日前まで

## 設計認証申請

### ■提出書類（2部）

- ・申請書
- ・設計内容等説明書
- ・提出書類等チェックリスト
- ・付近見取図
- ・配置図
- ・仕様書
- ・各階平面図
- ・立面図（4面）
- ・断面図or矩計図
- ・基礎伏図
- ・各種計算書
- ・計算の根拠資料(カタログ等)
- ・雇用関係がわかる書類 など

設計適合証

②断熱工事着手の10日前まで

## 中間検査申請

### ■提出書類（1部）

- ・申請書
  - ・検査事項チェックリスト
  - ・工事記録書  
(断熱に係る施工状況が分かる写真)
- ※検査事項チェックリストは  
検査時まで提出
- ※工事記録書  
(1)断熱工事が全て終わった時点で提出。  
(2)玄関ドア等の施工が他の断熱箇所の施工から一定期間有する場合は、  
建設認証時に提出することが可能。

検査済証

③工事完了後

## 建設認証申請

### ■提出書類（2部）

- ・申請書
- ・気密性能試験報告書
- ※検査事項チェックリスト
- ※工事記録書

※は中間検査時に、玄関ドア等に係る部分を提出していない場合。

認定証

3段階の手続きがあり、断熱施工の検査や気密測定が必要



# (1) やまぽっか(やまがた省エネ健康住宅) について

## ② やまがた省エネ健康住宅事業者登録制度



## ② やまがた省エネ健康住宅事業者登録制度 制度の特徴



### ■特徴

- ◎やまぽっか（やまがた省エネ健康住宅）の普及に積極的に取り組む事業者（設計者・施工者）を県が登録し、公表します。
  - ◎県のHPや公式SNSなどを通じて、登録事業者や施工事例などを重点的に周知します。
  - ◎登録事業者には、やまぽっかの普及に努めていただきます。
- ※登録しないことによるデメリットはありません。

## ② やまがた省エネ健康住宅事業者登録制度 制度の概要



### ■ 制度概要

項目	内容
登録区分	設計者 または 施工者 (それぞれの登録があります。)
登録要件	以下をすべて満たすこと ①山形県内業者であること ②設計又は施工の実績が1件以上あること ③「やまがた省エネ健康住宅」の普及に努めること ※以下は設計者のみ ④所定の講習 (住宅省エネルギー技術講習会等) を受講していること
登録の メリット	登録事業者リストを、タテッカーナで公表します 施工事例の掲載やSNSなどで、県が周知を行います 他
申請先	山形県県土整備部建築住宅課 建築行政担当
申請方法	タテッカーナへ掲載します

※登録のメリットはありますが、登録しないデメリットはありません  
(住宅認証の要件ではありません)

## ② やまがた省エネ健康住宅事業者登録制度 手続きの流れ



登録手続きは、申請の1段階。登録後は普及に努めていただきます



登録事業者は山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」にて公表いたします。

<https://www.pref.yamagata.jp/tatekkana/support/kenkou/>

登録者数(R6.1月末時点)	
設計者	施工者
55者	61者

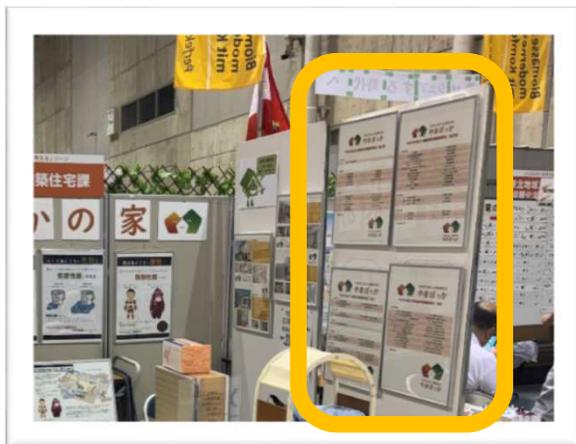
ぜひご登録いただき、一緒に「やまがた省エネ健康住宅」を普及させましょう！

## ② やまがた省エネ健康住宅事業者登録制度

# 「やまぽっか」の活用と事業者情報の発信



### 登録事業者の情報発信



やまがた省エネ健康住宅  
**やまぽっか**  
やまがた省エネ健康住宅登録事業者（施工者）

【本村山地域】

株式会社 株荒正	有佐竹工務店
有中川建築設計事務所	有兼子工務店
有安孫子建設	株大永建設
有バリュー・クリエーション	株カタチハウス
株ヒロ・アーキテック	飯野建築株
ヨシダプランニング株(ワイスホーム)	株加藤住建
有中村建築	株デワホーム
有美・中川工務店	株ウノハウス
建築工房ORKS株	株T'sホーム青山工務店
株市村工務店	有相田建設
株Arq	有西尾工務店
株ゆとり・祥建設	有山形銘木
株建築	株ササキハウス

【西村山地域】

有白田工務店	有菊地工務店
有グッドライフ黒田工務所	株高木
株サトー住販	株木香の家

【北村山地域】

有丸見建設	有渡辺工建設
アツフルハウス有	高谷建設株
有山形銘木	

※登録年月日欄

やまがた省エネ健康住宅  
**やまぽっか**  
やまがた省エネ健康住宅登録事業者（設計）

【本村山地域】

株荒正一級建築士事務所	有中川建築設計事務所
兼子工務店2級設計事務所	有安孫子建築一級建築士事務所
株アーキテクチュアランドスケープ一級建築事務所	大永一級建築設計事務所
コルポ建築設計事務所	バリュー2級建築設計
株ヒロ・アーキテック一級建築士事務所	飯野建築株一級建築士事務所
ヨシダプランニング1級建築事務所	株加藤住建二級建築設計事務所
株デワホーム一級建築士事務所	中川工務店二級建築設計事務所
株ウノハウス一級建築士事務所	建築工房ORKS株一級建築士事務所
株横山設計事務所	T'sホーム二級設計事務所
株市村工務店設計部	相田建設二級建築士事務所
Kimura2級建築士事務所	ニシオデザイン一級建築士事務所
株ゆとり・祥建設	株建設二級建築士事務所
ササキハウス設計部	株井上良詞建築設計事務所

※登録年月日欄

タテッカーナHPや各種イベント、展示コーナーなどでも周知を図っています。

### 「やまぽっか」の利用について

「やまぽっか」のロゴマークと愛称も登録事業者の皆さまにご利用いただいています。

ご利用には、申請が必要となりますので、詳しくは、建築住宅課企画担当までご連絡ください。



現在、10事業者様から  
11個の利用申請を頂き、  
「やまぽっか」の家の普及  
にご協力いただいています。

## **(2) 令和7年度山形県住宅支援制度について**

---

### **① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業**



## 見直し内容



### ○支援戸数の拡充

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門の省エネを強かに推進するため「やまがた省エネ健康住宅」建設に対する支援戸数を拡充

### ○募集期間の見直し

- 事業者へ行ったヒアリングで、年度後半でも支援を受けられるようにしてほしいという意見が複数あったため、より多くの方が利用しやすいよう募集期間を年2回に見直し

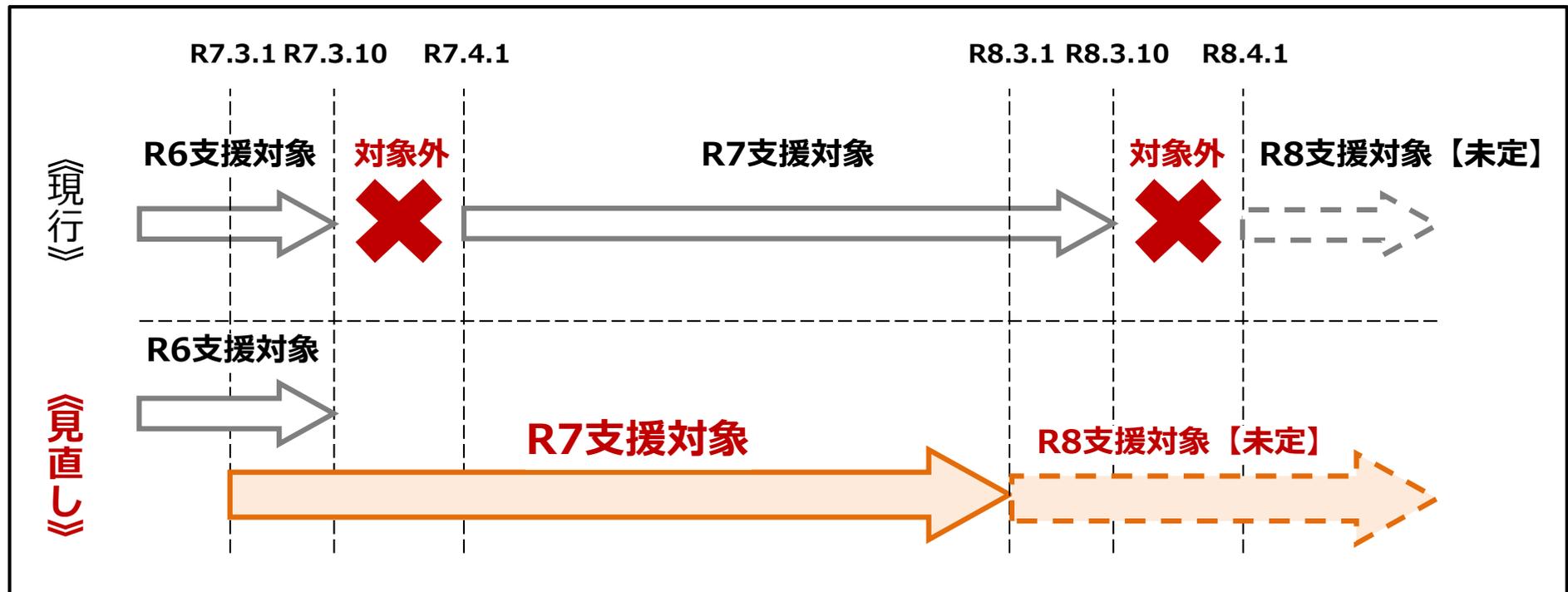
# ① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業

## 見直し内容



### ○補助対象住宅要件の見直し

- 補助対象外となる期間が生じないように、補助対象住宅要件の期間を見直し



# ① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業

## 見直し内容



### ○断熱性能基準の見直し

- 「やまがた省エネ健康住宅」の更なる建設促進を図るため、**山形県全域を同一の断熱性能基準値**に見直し  
(『やまがた省エネ健康住宅認証制度』の見直し)

区分	やまがた省エネ健康住宅の等級		
	Y-G1	Y-G2	Y-G3
3地域	0.38	0.28	0.20
4地域	0.46	0.34	0.23
5地域	0.48	0.34	0.23



やまがた省エネ健康住宅の等級		
Y-G1	Y-G2	Y-G3
0.46	0.34	0.23

# ① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業

## 事業概要



### 1. 事業の目的

- ◎ 省エネ性能の高い住宅の建設促進、県産木材の利用促進
- ◎ 持家住宅の取得支援及び県内の住宅産業の活性化
- ◎ 良質な住宅ストックの形成

### 2. 支援の内容

項目	内容
補助対象者	以下の3項目 <b>全て</b> を満たす方が対象 ○自ら居住するため、県内に住宅を新築又は購入した方 ○申請時点で、対象となる住宅に <u>住民登録</u> されている方 ○所得が <u>1,200万円以下</u> である方
補助金額	50万円（定額）
募集戸数	280戸

# ① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業 対象となる住宅の要件



住宅の条件	内 容
共通	○やまがた省エネ健康住宅の認定証交付 ○県産木材使用割合50%※ <sub>1</sub> 以上
新築住宅	○ <b>認定証交付日・新築工事完了日</b> ※ <sub>2</sub> <b>のいずれもが令和7年3月1日以降</b> であること
建売住宅 (新築工事完了前に売買契約)	
建売住宅 (新築工事完了後に売買契約)	○引渡し日が <b>令和7年3月1日以降</b> であること ○中古住宅※ <sub>3</sub> でないこと

※1 県産木材使用割合50%：延べ床面積 (㎡) ×0.1 (㎡/㎡) ×0.5 (床面積150㎡であれば7.5㎡)

※2 新築工事完了日：建築基準法の検査済証の日付 (申請不要の場合は引渡し日)

※3 中古住宅：竣工から2年を超える住宅又は既に人が住んだことがある住宅

# ① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業

## 申込期間・申請窓口



### ◆申込期間（予定）【先着】

【第1期】 令和7年4月 7日（月）～ 令和7年 7月 4日（金） **180戸**

【第2期】 令和7年8月18日（月）～ 令和7年11月14日（金） **100戸**

※第1期・第2期のそれぞれの期間内において募集戸数に達した場合は、募集を早期に終了する場合があります

※第1期の期間中に募集戸数に達しなかった場合は、第2期の募集戸数に追加して募集することを予定しています

### ◆申請窓口

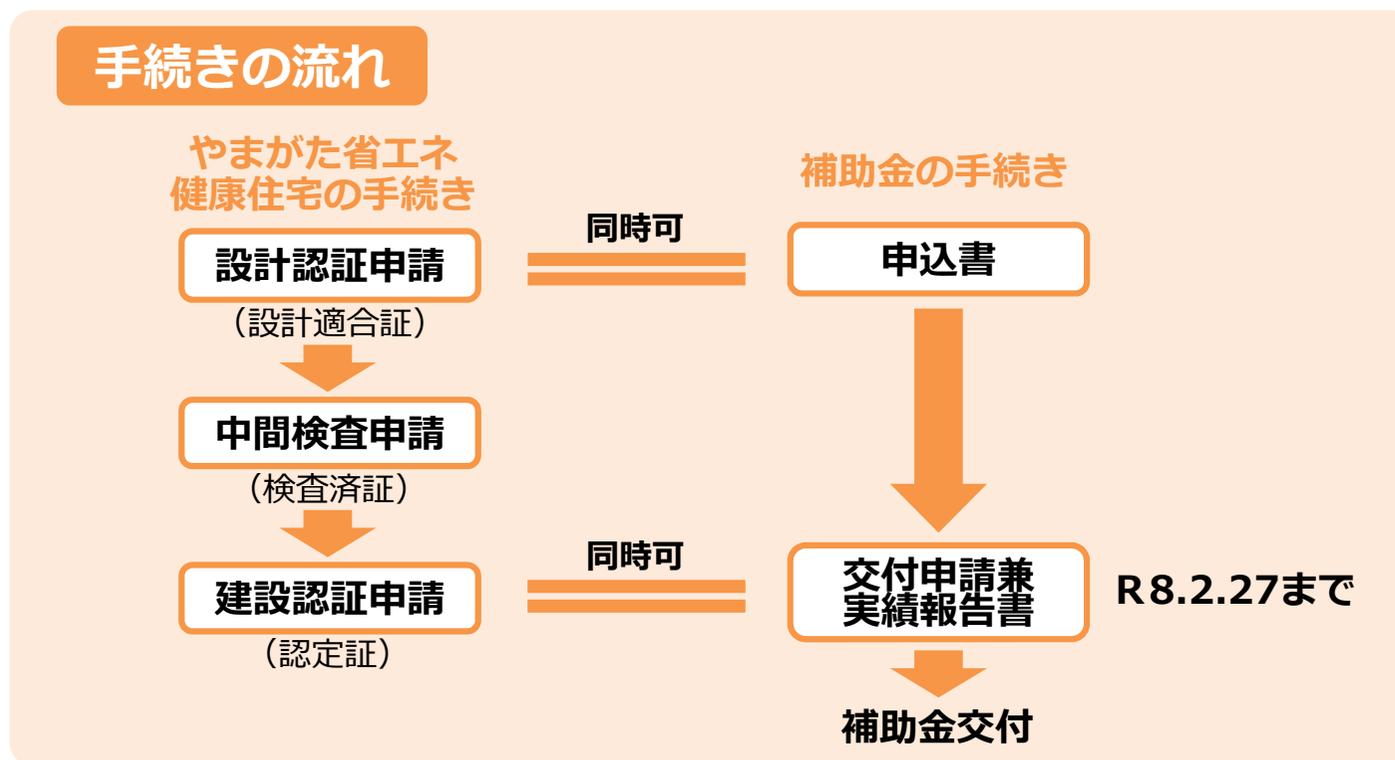
地域	申請窓口	住所	電話番号
村山地区	村山総合支庁建設部建築課	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8287
最上地区	最上総合支庁建設部建築課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1420
置賜地区	置賜総合支庁建設部建築課	米沢市金池7-1-50	0238-26-6091
庄内地区	庄内総合支庁建設部建築課	三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5643

# ① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業 利用にあたっての留意点



## ◆ 補助金の申込み

- ◎ 補助金の申込みは **「やまがた省エネ健康住宅設計  
認証申請書」**を提出した後である必要があります。  
(同時申込みも可)



# ① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業 利用にあたっての留意点



## ◆補助対象住宅の要件

◎ 認定証交付日・新築工事完了日のいずれもが  
令和7年3月1日以降である必要があります。

※新築工事完了後に売買契約を締結した建売住宅は  
引渡し日が令和7年3月1日以降

◎広く多くの方に利用いただけるように、  
補助金の交付は住宅1戸につき1回に限ります。  
申込みを行った後に辞退された住宅については、  
以後補助金の交付を受けられませんので、申込み  
のタイミングについては十分にご検討ください。

# ① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業 利用にあたっての留意点



## ◆申請期限

- ◎ 令和8年2月27日までに住民票などの必要書類を準備の上、申請が必要です。

# ① やまがた省エネ健康住宅新築支援事業

## 他の補助との併用



### ◆併用できないもの

- ・ 山形県による住宅の新築・購入への補助

【例】

所管	補助名称
農林水産部	県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金
県土整備部	やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金

### ◆併用できるもの

- ・ 山形県による住宅の新築・購入以外の補助
- ・ 国や市町村による補助

【例】

所管	補助名称
環境エネルギー部	やまがた未来（みら）くるエネルギー補助金
国	子育てグリーン住宅支援事業 / ZEH支援事業 他
市町村	やまがた省エネ健康住宅への補助（天童市、東根市、舟形町、飯豊町）

※主な支援策を掲載しています。全ての支援策を網羅してはおりませんので、ご注意ください。

※併用には条件がある場合がありますので、詳細については、必ず各窓口にお問い合わせください。

## **(2) 令和7年度山形県住宅支援制度について**

② やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助事業



## ② やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助事業 見直し内容



- 現時点で、令和6年度から大きな制度の変更は無い予定です。

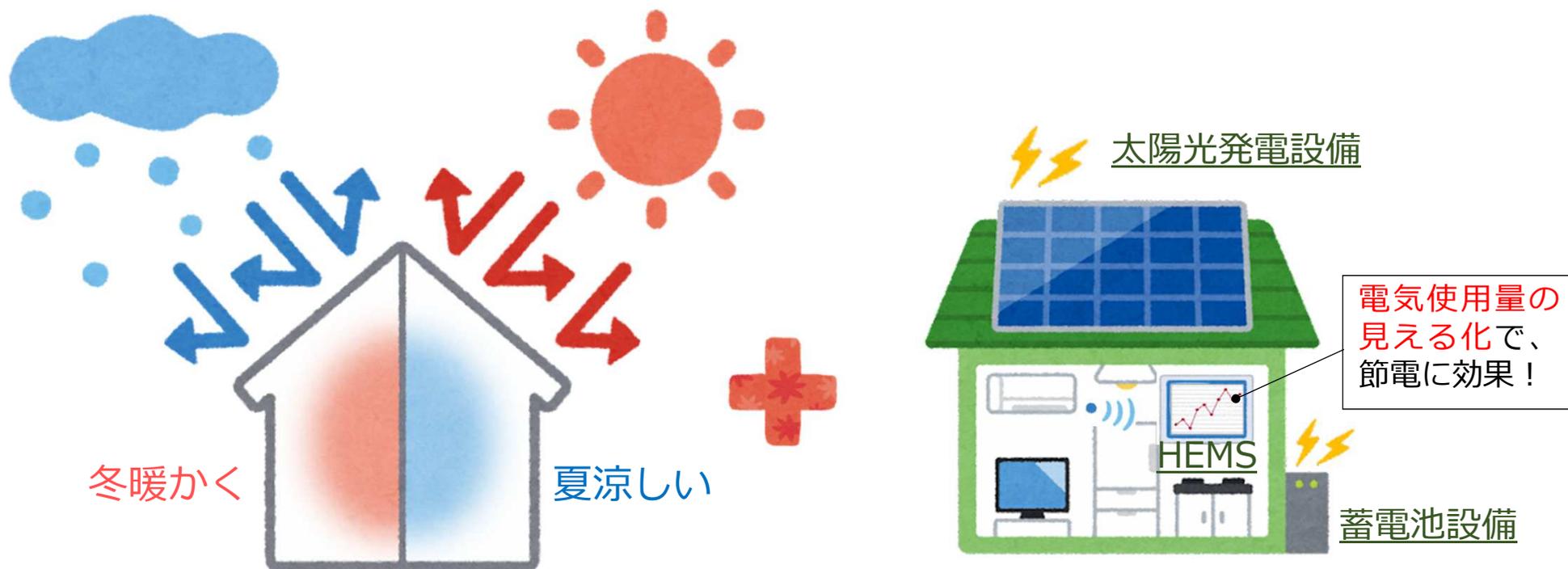
※本事業は国の補助金を財源として活用しているため、国補助金の状況によっては、本事業の内容についても、変更になる場合があります。

- 今後、変更がある場合は、「タテッカーナ」ホームページ等でお知らせします。

## ② やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助事業 事業概要



- やまがた省エネ健康住宅と併せて、太陽光発電設備・蓄電池設備等を設置する住宅を新築する際に補助金を交付します。



やまがた省エネ健康住宅  
山形県独自基準の**高気密・高断熱住宅**  
少ないエネルギーで  
快適に暮らすことができます

太陽光発電設備等の導入  
使用するエネルギーを自家発電することで  
**光熱費が節約**でき、  
**温室効果ガス排出削減**につながります

## ② やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助事業 補助要件



- 自ら居住するための住宅を新築する方
- 施工業者は、県内に本店がある事業者であること
- やまがた省エネ健康住宅の認証を取得したZEH※であること
- 太陽光発電設備・蓄電池設備等が導入されていること
- 固定価格買取制度（FIT）等の認定を取得しないこと
- 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の認証を受けていること
- **令和8年2月27日まで引き渡し**を受け、実績報告書を提出すること

※ZEH…外皮の断熱性能を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境を維持しつつ大幅な省エネを実現したうえで、太陽光発電設備等の導入で年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅

# ② やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助事業 補助金の額



## ■ 補助金額

補助対象		補助金額
① やまがた省エネ 健康住宅	ZEH	55万円 (定額)
	ZEH+	100万円 (定額)
③ 太陽光発電設備		7万円/kW (上限：63万円 (kW) )
④ 蓄電池設備		設置費用の1/3 (上限30.6万円)
⑤ HEMS (エネルギー計測装置)		設置費用の2/3 (上限6.6万円)

## ■ 補助金の組み合わせ

① + ③ + ④ = 最大 148.6 万円

② + ③ + ④ + ⑤ = 最大 200.2 万円

## ② やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助事業

### 募集時期・募集戸数・申請窓口



■ 募集開始時期 令和7年4月上旬（予定）

■ 募集戸数 40戸（予定）【先着】

■ 申請窓口

地域	申請窓口	住所	電話番号
村山地区	村山総合支庁建設部建築課	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8287
最上地区	最上総合支庁建設部建築課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1420
置賜地区	置賜総合支庁建設部建築課	米沢市金池7-1-50	0238-26-6091
庄内地区	庄内総合支庁建設部建築課	三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5640

※詳しい募集時期、募集方法等については、今後決まり次第「タテッカーナ」ホームページでお知らせいたします。

## ② やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助事業 利用にあたっての留意点



- ◆ 本事業は国の補助金を財源として活用しています。  
そのため、**本事業と国の補助金との併用はできません**  
ので、ご注意ください。

## **(2) 令和7年度山形県住宅支援制度について**

---

### **③ 中古住宅流通促進事業**



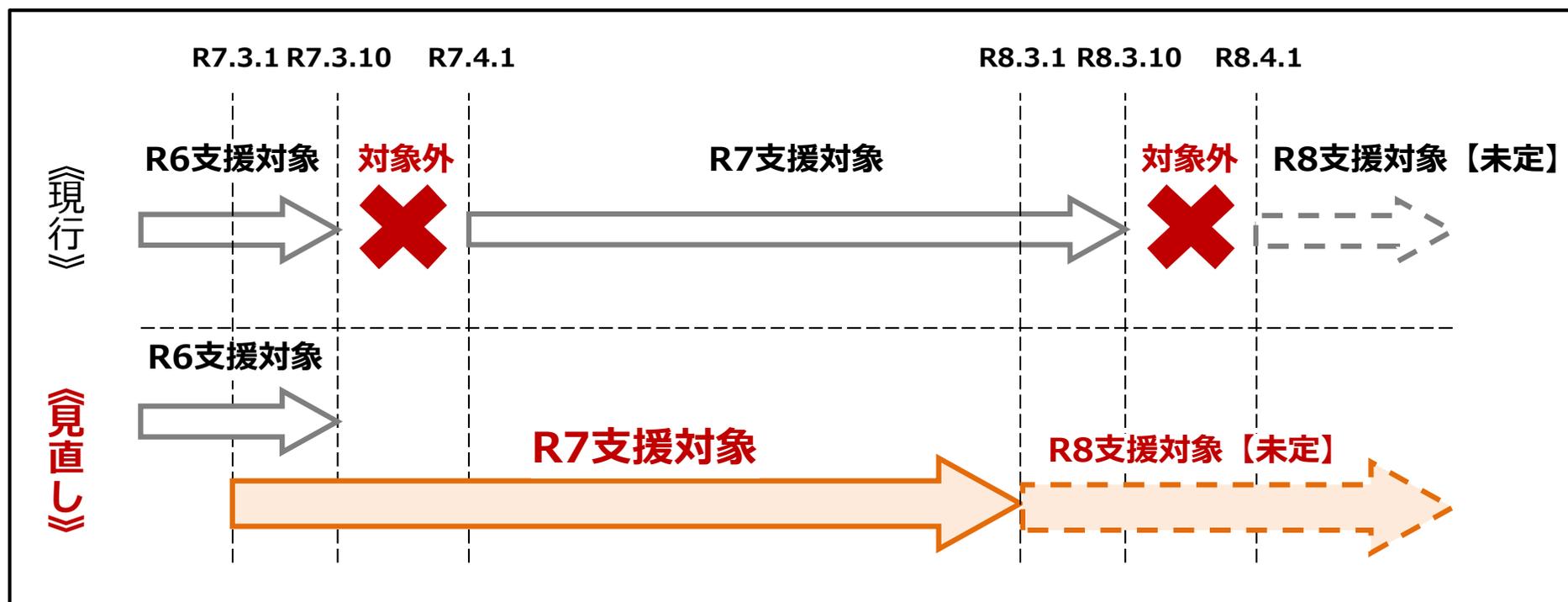
### ③中古住宅流通促進事業

## 見直し内容



#### ○補助対象住宅要件の見直し

- 補助対象外となる期間が生じないように、補助対象住宅要件の期間を見直し



## 事業概要



### 1. 事業の目的

- ◎ 低廉で良質な住宅取得を支援し、中古住宅の流通を促進
- ◎ 空き家対策・良質な住宅ストックの形成
- ◎ 人口減少対策としての移住・新婚・子育て世帯への支援

### 2. 支援の内容

世帯種別	住宅ローン対象額 補助対象利率	補助金最大額
移住・新婚・子育て世帯	1,500万円 0.4%	40万円
一般世帯		30万円

※住宅ローンの利子相当額の一部を一括補助

## 対象となる中古住宅の要件



県内に自ら居住するために購入するもので、  
以下の全てに該当する住宅

- (1) 所有権移転日、及び引渡し日のいずれもが  
令和7年3月1日以降の住宅
- (2) 竣工後2年超又は居住実績がある
- (3) 国土交通大臣の指定を受けた住宅瑕疵担保責任保  
険法人の取り扱う既存住宅売買瑕疵保険に加入  
又は住宅瑕疵担保責任保険の保険期間中※である住宅

※転売特約等により補助金を受けようとする者が購入した以降も  
保証を受けることができるものに限る

### ③ 中古住宅流通促進事業

## 世帯の要件



◎ 全世帯共通で、前年（1月から5月に申請する場合にあっては前々年）の所得が1,200万円以下である方。

◎ 移住・新婚・子育て世帯の各要件は以下のとおり

世帯種別	要件
移住世帯	以下のいずれかに該当する世帯 ・ <u>令和2年4月1日以降</u> に山形県外から県内市町村に住み替えた世帯 ・ 平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県に限る。）に居住しており、令和2年3月31日までの間に県内市町村に住み替え、住民基本台帳法第22条第1項の規定による転入届を当該市町村へ提出した世帯員がいる世帯
新婚世帯	申請日において、 <u>婚姻した日から5年以内</u> である世帯をいう。
子育て世帯	<u>平成19年4月2日以降に出生</u> した世帯員がいる世帯をいう。

### ③ 中古住宅流通促進事業

## 募集期間・申請窓口



#### ◆募集期間（予定）

令和7年4月7日（月）～令和8年2月27日（金）

#### ◆募集戸数 25戸（予定）【先着】

#### ◆申込窓口

地域	申請窓口	住所	電話番号
村山地区	村山総合支庁建設部建築課	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8287
最上地区	最上総合支庁建設部建築課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1420
置賜地区	置賜総合支庁建設部建築課	米沢市金池7-1-50	0238-26-6091
庄内地区	庄内総合支庁建設部建築課	三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5640

## 利用にあたっての留意点



### ◆申請期限

- ◎ 令和8年2月27日までに住宅ローン契約、住民票などの必要書類を準備の上、申請が必要です。

### ◆その他

- ◎ 中古住宅に対する支援については、市町村でも実施している場合があります。詳細については、各市町村の窓口までお問い合わせください。

## **(2) 令和7年度山形県住宅支援制度について**

---

### **④ 住宅リフォーム支援**



## 注意事項



- ◆住宅リフォーム支援の内容は、**県補助金に関するものに限って記載**しています。
- ◆**市町村ごと**に、募集期間、補助率・補助金額が異なったり、交付要件が追加される場合があります。
- ◆県補助金も含めて、住宅リフォーム支援についての**申請及び問合せ窓口は各市町村**となります。

## ④ 住宅リフォーム支援 見直し内容



### 要件工事の見直し

○ 5つの要件工事を4つの要件工事に見直し

令和6年度要件工事

1	減災対策
2	寒さ対策・断熱化
3	バリアフリー化
4	克雪化
5	県産木材使用



令和7年度要件工事

1	寒さ対策・断熱化
2	バリアフリー化
3	克雪化
4	県産木材使用

※減災対策（部分補強等）に係るリフォーム工事は耐震改修支援に移行

## ④ 住宅リフォーム支援

# 事業概要



### 対象工事 下表のいずれか一つ以上を含み基準点が10点以上となる工事

要件工事	概要
①寒さ対策・断熱化 (ヒートショック対策)	開口部に断熱サッシ設置(断熱等級4相当)、外壁・天井・床等に断熱材設置(断熱等級4相当)、浴室等に暖房機器設置など
②バリアフリー化	居室や移動経路の段差解消、手すり設置、便器を座便式のものに交換、開戸を引戸に交換など
③克雪化	雪止め設置、雪割板設置、融雪設備設置など
④県産木材使用	0.4m <sup>3</sup> 以上の県産木材を使用

### 補助率・補助上限額

要件工事	対象世帯	補助上限額
①寒さ対策・断熱化 ②バリアフリー化 ③克雪化 ④県産木材使用	・一般世帯	24万円(工事費の20%)
	・移住世帯 ・新婚世帯 ・子育て世帯	30万円(工事費の1/3)

## **(2) 令和7年度山形県住宅支援制度について**

---

### **⑤ 耐震改修支援**



## ⑤ 耐震改修支援

# 耐震改修支援の概要



### 見直し内容

- (1) 住宅の地震対策支援として「耐震改修」と「減災対策※」をパッケージ化  
※減災対策は一般リフォームから移行
- (2) 耐震改修の補助上限額を30万円に引上げ (R6 : 20万円)
- (3) 耐震改修の対象工事を改修後Iw1.0以上 (一応倒壊しない) に見直し
- (4) 減災対策の対象工事に部分補強等を追加

## ○耐震改修

対象工事	耐震診断の結果に基づき、 住宅全体の耐震評点をIw=1.0以上とする耐震改修 (あらかじめ耐震診断を受け、耐震性がない住宅)
補助内容	<b>最大120万円</b> (県 : 市町村 : 国 = 30 : 30 : 60) ※補助率・補助金額は市町村により異なります。

## ⑤ 耐震改修支援

# 耐震改修支援の概要



### ○ 減災対策 対象工事のうち、いずれかひとつの工事

防災ベッド・耐震シェルター実物展示中！

詳細はこちらをご覧ください⇒  
(補助対象製品の実物展示について)



対象工事	<p><b>(1) 簡易耐震改修</b> 耐震診断の結果に基づき、 住宅全体の耐震評点を<math>I_w=0.7\sim 1.0</math>未満とする耐震改修 ※改修前耐震評点が<math>I_w=0.7</math>未満のものに限る</p> <p><b>(2) 部分耐震改修</b></p> <p>① 居室等 1 室の強度を必要強度の1.5倍とする部分改修</p> <p>② 1 階のみ耐震評点を<math>I_w=1.0</math>以上とする部分改修 ※上記 2 項目は、改修後の住宅全体の耐震評点が、改修前の耐震評点を下回らないものに限る</p> <p>③ 屋根・2 階以上等の重量軽減</p> <p><b>(3) 防災ベッド又は耐震シェルターの設置</b> ※選定する製品によって設置場所が限定される場合があります</p> <p>※対象工事は、あらかじめ耐震診断を受け、耐震性がない住宅となります。 ただし、(2) ③及び(3) (S56以前の住宅に限る) を除きます。</p>
補助内容	<p><b>最大30万円</b> (県：市町村：国=7.5：7.5：15) ※補助率・補助金額は市町村により異なります。</p>

## (2) 令和7年度山形県住宅支援制度について

---

### ⑥ 若手大工技能習得サポート事業



## ⑥ 若手大工技能習得サポート事業 見直し内容



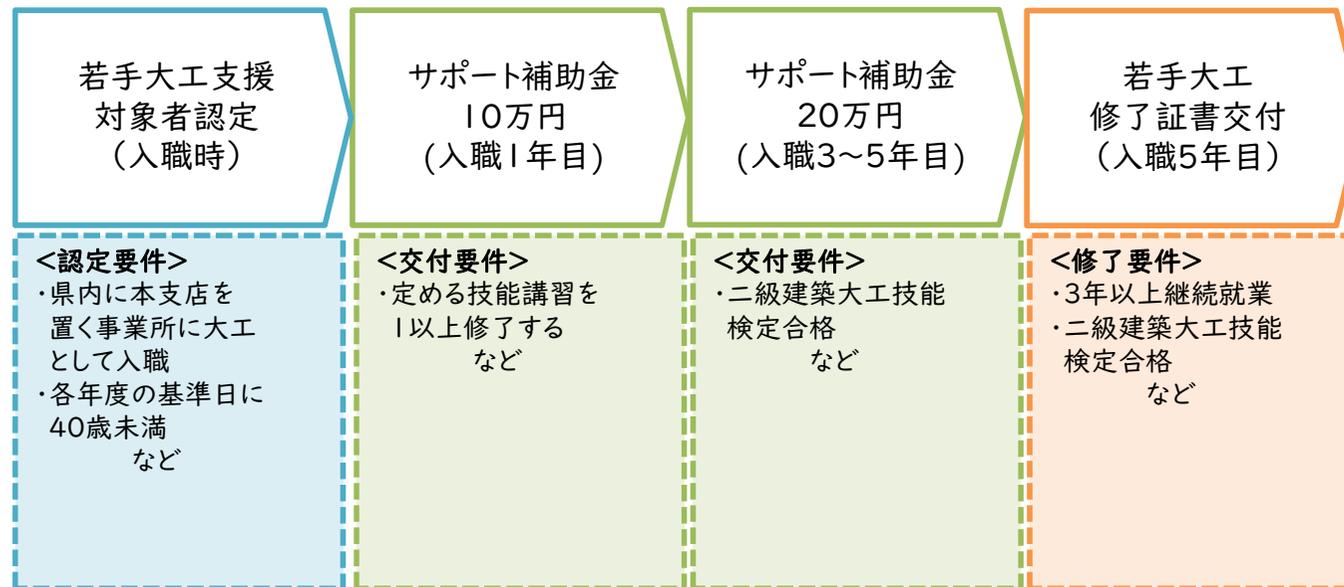
○**令和6年度から大きな制度の変更は無い予定です。**

# ⑥ 若手大工技能習得サポート事業 若手大工育成支援プログラム



新規入職から概ね5年間を実施期間とし、技能習得をサポートする。

- ・新規入職者（R6.5.1～R7.4.30入職）を支援対象者に認定
- ・資格取得や技能習得を条件に、認定者に補助金を直接交付
- ・技能習得のための現場研修会を開催し、若手大工の育成を図る
- ・プログラム修了時に、技能習得の状況を確認し修了証書を交付



現場見学会

若手大工育成支援プログラム

概ね5年

◎県のホームページ(タテッカーナ)で募集についてお知らせします。

## ⑥ 若手大工技能習得サポート事業

# 木造建築「技能の匠」「熟練の匠」認定



高い技術と経験を有する大工技能者を、木造建築「技能の匠」「熟練の匠」として認定を行っております。

認定された方は、県ホームページ等で広くPRを行っています。

### ■認定基準

技能の匠 	熟練の匠 
<ul style="list-style-type: none"><li>①一級建築大工技能士であること</li><li>②過去に県内で10戸以上の木造在来工法住宅を建築した実績を有すること</li><li>③「省エネ」「県産木材」の講習会を修了していること</li><li>④県産木材使用住宅を1戸以上建築した実績を有すること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①技能の匠であること</li><li>②「耐震・バリアフリー・リフォーム」の講習会を修了していること</li><li>③県産木材使用住宅を5戸以上建築した実績を有すること</li></ul>

◎県のホームページ(タテッカーナ)で募集についてお知らせします。

## **(2) 令和7年度山形県住宅支援制度について**

⑦ 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業



# ⑦ 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業 補助事業の概要



## ◆ 「やまがたの木」を使用した新築住宅の施主に補助金を交付します。

### 【対象者】

- 県内に自ら居住するための住宅を新築するもの  
(分譲住宅、建売住宅、モデルハウス、賃貸を目的とした住宅は不可)

### 【補助金額】

- 定額25万円

### 【補助要件】

- 県産木材※1を基準値以上※2使用すること
  - ※1：「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材
  - ※2：延床面積 (㎡) ×0.1 (m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>) で算出された数量  
ex. 延床面積130㎡であれば県産木材13m<sup>3</sup>
- 令和8年3月31日までに実績報告書を提出できること。  
(木工事完了後：交付申請書記載の県産木材を使用した工事が全て完了した段階)

### 【募集棟数】

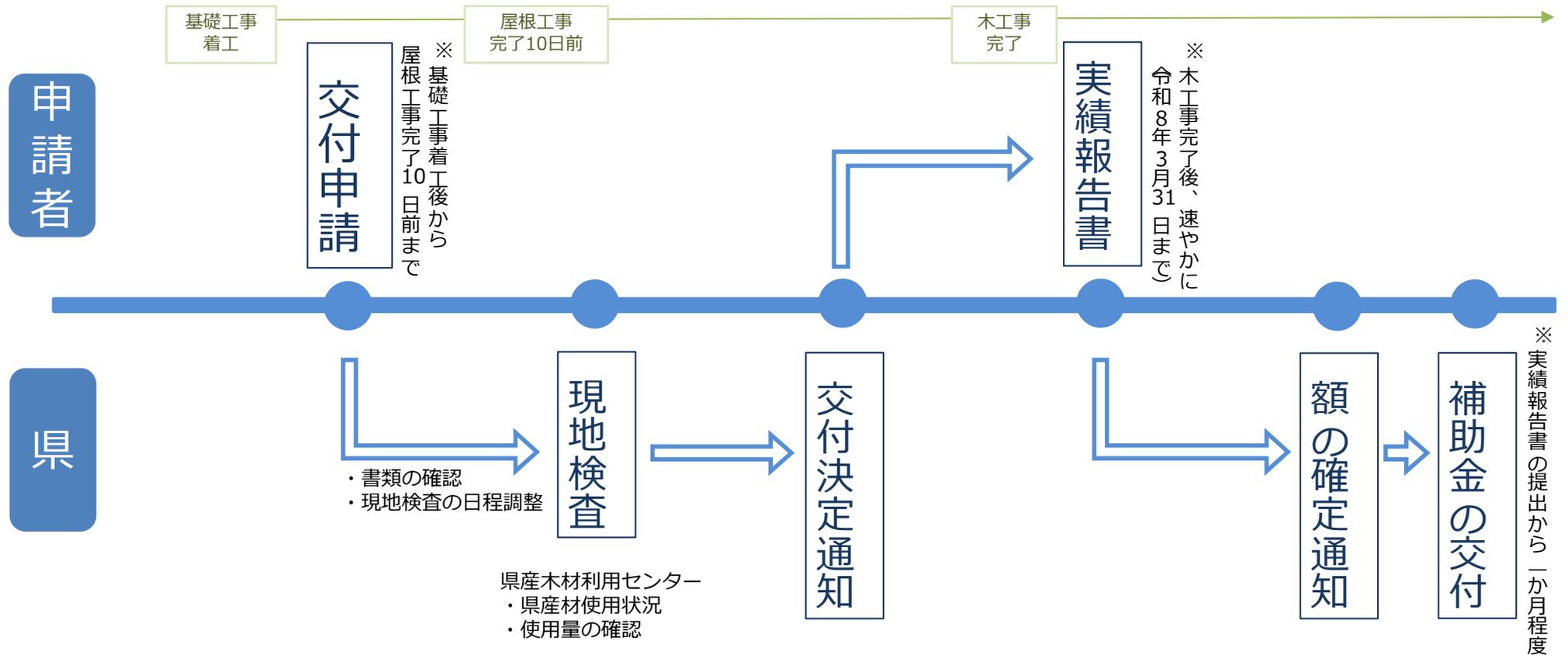
- 160棟 令和7年4月1日(予定)から先着順で受け付けます。



# ⑦ 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業 手続きの流れ



## 【手続きの流れ】



※詳しくは、交付要綱をご覧ください。（R7年度は4月1日に県HPに掲載予定）

### 【申請窓口】建設地を所管する総合支庁森林整備課

村山総合支庁森林整備課 023-621-8191  
置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6063

最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351  
庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5527

# ⑦ 県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業 民間施設にも支援しています



## 【対象者】

- 県内に自ら運営するための民間施設を新築するもの

(ex.美容室、会社事務所、店舗、民間の保育施設、病院、など(※美容室兼住宅や接骨院兼住宅なども可))

## 【補助金額】

- 県産木材使用量に応じて最大50万円(県産木材1m<sup>3</sup>あたり2万円)

※やまがた木造設計マイスター若しくは国等が実施した同様の研修を受講した者が設計に携わった場合は10万円を加算

## 【補助要件】

- 県産木材※<sup>1</sup>を基準値以上※<sup>2</sup>使用すること

※1: 「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材

※2: 延床面積(m<sup>2</sup>)×0.1(m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)で算出された数量

※3: 県産木材のうち10%以上を県産JAS製品とすること

- 令和8年3月31日までに実績報告書を提出できること。

(木工事完了後: 交付申請書記載の県産木材を使用した工事が全て完了した段階)

## 【募集棟数】

- 15棟(目安) 令和7年4月1日(予定)から先着順で受け付けます。



【お問い合わせ】 県庁森林ノミクス推進課 ☎023-630-2528 又は 各総合支庁森林整備課まで